

平成26年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	監査実施期間	1
第2	監査の対象部局等	1
第3	監査の範囲、方法及び観点	1
第4	監査の結果	2
1	部局別事項	2
2	重点事項	3
3	工事監査	4
第5	監査のまとめ	5
別表1	平成26年度定例監査実施日程	7
別表2	平成26年度区施設等の視察実施日程	10

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	1	1
第2	監査の対象団体及び範囲	1	1
第3	監査の方法及び観点	1	1
第4	対象団体の概要と監査の結果	1	2
第5	監査のまとめ	2	3
別表	平成26年度財政援助団体等監査実施日程	2	4

平成26年度

定例監査結果報告書

26中監第64号

平成27年2月27日

様

中央区監査委員 梅 田 源 一

同 小 森 健 司

同 押 田 まり子

平成26年度定例監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成26年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査実施期間

平成26年4月16日から平成27年2月23日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1のとおりです。

また、新たな施設を中心に区施設等の視察を行いました。(実施日程は別表2)

第2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局及び区立小学校・中学校・幼稚園

第3 監査の範囲、方法及び観点

1 範囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲としました。

なお、本年度は平成25年度に実施されたイベントについての監査を重点事項とし、10事業を選定して実施しました。

2 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料に基づき各部局の所管する関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認められた監査手続により実施しました。

3 主たる観点

各事務事業が地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり執行されているかを基本として、以下の点を踏まえて監査を実施しました。

(1) 予算の執行について

- ア 収入は適正に確保されているか。
- イ 支出は効果的に行われているか。
- ウ 会計処理は法規適正であるか。

(2) 契約検収事務について

- ア 違法又は不当な契約を締結していないか。
- イ 契約の方法は適正になされているか。
- ウ 契約は確実に履行されているか。
- エ 検収は的確になされているか。

(3) 財産の管理について

- ア 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- イ 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- ウ 債権の管理は適正に行われているか。
- エ 基金の管理は適正に行われているか。

第4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のような是正・検討を要する事例がありましたので、各部局において留意してください。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導しました。

1 部局別事項

(1) 福祉保健部

- ア 近接地内旅費において、支出の手續や支給が遅延しているケースがありました。誤支給や現金管理上の事故にも繋がりがねないため、速やかな支出及び支給に努めてください。(会計事務の手引)
- イ 超過勤務等命令簿で命令権者の印漏れが多数見受けられました。担当者による確認の徹底などにより、遺漏がないよう事務処理を行ってください。

(中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条)

(2) 環境土木部

- 補助金の歳入調定において決裁が行われていないものがありました。補助金の交付申請から額確定に至るまでの事務処理に対する理解不足が背景にあると考えられます。関連規程等に基づき、適切かつ適正な事務の執行に努めてください。(中央区会計事務規則第22条第1項)

(3) 都市整備部

経理課への契約請求と主管課契約における手続を混同している事案がありました。契約の意思決定にも係ることですので、不適切な財務会計処理を招くことがないように根拠規定等を確認した上で、正確な事務処理を行ってください。(中央区契約事務規則第3条の2、

契約事務の分掌の特例についての依命通達について)

2 重点事項

区では、施策の推進や各種行政活動の一環として、さまざまな目的をもって多種・多様なイベントを実施しています。本年度の定例監査では今後の事務改善に資するため、重点事項として、これらのイベントがその目的に沿い、経済的・効率的・効果的に実施されているかなどを検証するため、次の10事業を対象に関係職員からの説明聴取などにより監査を実施しました。

その結果については、既に「平成25年度中央区各会計歳入歳出決算審査意見書」の一般会計歳入歳出に関する個別意見として述べたとおり、補助金の交付や額の確定の手続、契約の締結から履行までの手続など、いずれの事業も適正に執行され、それぞれの事業目的に沿い一定の成果を挙げているものと認められました。

今後とも、本年度の対象事業はもとより各種のイベントについては、実効性の高い周知方法により参加者の拡大を図る一方、創意工夫を凝らし、より効果的・効率的な事業執行を図ってください。また、可能な限り自主財源の確保にも努めてください。

- * 賀詞交歓会
- * 地域防災フェア
- * 東京湾大華火祭
- * 中央区まるごとミュージアム
- * 中央区子どもフェスティバル
- * 区民スポーツの日
- * 敬老大会
- * エコまつり
- * 誕生記念植樹
- * 郷土天文館における特別展及び企画展

3 工事監査

(1) 監査期日

平成26年11月10日

(2) 対象工事

ア 人にやさしい歩行環境の整備(歩道拡幅・カラー舗装・街路灯整備)
道路の改修(車道改修)

(ア) 所在地 中央区京橋一丁目15番先～19番先

(イ) 工期 (道路) 平成26年6月20日～12月1日
(街路灯) 平成26年8月28日～12月1日

(ウ) 請負金額 (道路) 57,996,000円
(街路灯) 4,233,600円

(エ) 出来高 (道路) 95%
(街路灯) 90%

イ にぎわいのある道路整備(カラー舗装)

(ア) 所在地 中央区日本橋馬喰町一丁目5番先

～日本橋横山町3番先

(イ) 工期 平成26年8月27日～12月12日

(ウ) 請負金額 21,492,000円

(エ) 出来高 90%

ウ 十思公園の改修

(ア) 所在地 中央区日本橋小伝馬町5番2号

(イ) 工期 平成26年2月7日～8月29日

(ウ) 請負金額 73,828,800円

(エ) 出来高 100%(工事完了)

エ 泰明小学校外壁・防水改修及び講堂天井改修

(ア) 所在地 中央区銀座五丁目1番13号

(イ) 工期 (外壁等) 平成26年7月11日～平成27年1月30日
(講堂) 平成26年7月3日～9月26日

(ウ) 請負金額 (外壁等) 98,366,400円
(講堂) 9,471,600円

(エ) 出来高 (外壁) 40%
(防水) 10%
(講堂) 100%(工事完了)

オ 月島第二小学校・幼稚園の増築

- (ア) 所在地 中央区勝どき一丁目12番2号
- (イ) 工期 平成26年3月28日～平成27年3月27日
- (ウ) 請負金額 789,579,360円
- (エ) 出来高 (建築 機械設備 電気設備) 44.02%
(昇降機設備) 0%
(地中障害撤去) 100%(工事完了)

(3) 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査を行うとともに、所管部局の課長等から説明を聴取し質疑を行いました。また、あわせて工事現場(工事完了施設を含む。)の実査を行いました。

(4) 監査結果

監査対象のいずれの工事についても、設計、積算、契約等の手続のほか、施工や監理についてもおおむね適正に行われているものと認められました。今後とも、効率的・効果的な施工はもとより、安全面や環境面にも十分に配慮した対応を望みます。

第5 監査のまとめ

本年度の定例監査は、前記の「主たる観点」を基本とし、併せて事務事業が経済性・効率性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に応えているかどうかといった視点から、公正かつ厳正に実施しました。

事務上の軽易な誤りは減少傾向にありますが、過去の監査で注意した事項が改善される一方、これまで適切に処理されてきた事務の一部に新たに誤りが生じているものもあります。業務多忙による確認漏れや担当者の変更による事務の理解不足などさまざまな理由が考えられますが、根拠規定やマニュアル等をしっかりと確認・理解した上で事務処理を行い、再発防止に努めてください。

また、近接地内旅費の支給については総じて遅れがちな傾向がありますが、事務処理の遅れは誤支給や事務の非効率に繋がるばかりでなく、会計処理上の事故を招く危険性があります。職場全体で事務の執行態勢や規律の順守等について組織的な点検を行い、適正な事務処理に努めてください。

歳入では、特別区民税において滞納対策の推進により収納率の向上が図られましたが、使用料や貸付金の一部において依然として改善が見られないものがありました。使用料等の収入未済については、受益者負担の適正化や公平

性確保の観点から実効性のある措置を講ずるとともに、債権管理体制を充実・強化し、収納率の向上に積極的に取り組んでください。

また、区民等が利用する施設の運営にあたっては、利用率の向上や歳入の確保などの観点からの検証が必要です。区民住宅のうち借上住宅については空室率が高い状況となっていますので、対応を検討されるよう要望します。

定住人口の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、これまで以上に行政需要の拡大や多様化が進むことが想定されます。今後とも、各所管課においては歳入の確保に積極的に取り組むとともに、既存事業についてはその必要性や有効性を常に検証し、新たな行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営に努めてください。

(別表 1)

平成 26 年度定例監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査
企画部	企画財政課	平成 26 年 7 月 2 日 (水)	平成 26 年 6 月 3 日 (火)
	広報課	平成 26 年 7 月 2 日 (水)	平成 26 年 6 月 3 日 (火)
	情報システム課	平成 26 年 7 月 2 日 (水)	平成 26 年 6 月 19 日 (木)
	オリンピック・パラリンピック調整担当課	平成 26 年 7 月 2 日 (水)	平成 26 年 6 月 3 日 (火)
総務部	秘書室	平成 26 年 7 月 10 日 (木)	平成 26 年 7 月 4 日 (金)
	総務課	平成 26 年 7 月 10 日 (木)	平成 26 年 7 月 4 日 (金)
	職員課	平成 26 年 7 月 10 日 (木)	平成 26 年 6 月 20 日 (金)
	経理課	平成 26 年 7 月 10 日 (木)	平成 26 年 6 月 20 日 (金)
	税務課	平成 26 年 7 月 11 日 (金)	平成 26 年 7 月 4 日 (金)
防災危機管理室	防災課	平成 26 年 7 月 11 日 (金)	平成 26 年 6 月 25 日 (水)
	防災拠点		平成 26 年 11 月 27 日 (木)
	危機管理課	平成 26 年 7 月 11 日 (金)	平成 26 年 6 月 25 日 (水)
区民部	区民生活課	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	平成 26 年 7 月 1 日 (火)
	地域振興課	平成 26 年 7 月 16 日 (水)	平成 26 年 7 月 1 日 (火)
	文化・生涯学習課	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	平成 26 年 7 月 3 日 (木)
	スポーツ課	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	平成 26 年 7 月 8 日 (火)
	商工観光課	平成 26 年 7 月 16 日 (水)	平成 26 年 7 月 9 日 (水)
	日本橋特別出張所	平成 26 年 7 月 16 日 (水)	平成 26 年 7 月 3 日 (木)
	月島特別出張所	平成 26 年 7 月 16 日 (水)	平成 26 年 7 月 8 日 (火)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
福 祉 保 健 部	管 理 課	平成 26 年 5 月 19 日 (月)	平成 26 年 5 月 8 日 (木)
	子育て支援課	平成 26 年 5 月 23 日 (金)	平成 26 年 5 月 9 日 (金)
	桜川保育園	\	平成 26 年 11 月 19 日 (水)
	人形町保育園		平成 26 年 11 月 19 日 (水)
	月島保育園		平成 26 年 11 月 17 日 (月)
	かちどき西保育園		平成 26 年 11 月 18 日 (火)
	勝どき保育園		平成 26 年 11 月 18 日 (火)
	生活支援課	平成 26 年 5 月 19 日 (月)	平成 26 年 5 月 16 日 (金)
	障害者福祉課	平成 26 年 5 月 19 日 (月)	平成 26 年 5 月 13 日 (火)
	保険年金課	平成 26 年 5 月 23 日 (金)	平成 26 年 5 月 14 日 (水)
	子ども家庭支援センター	平成 26 年 5 月 23 日 (金)	平成 26 年 5 月 14 日 (水)
	築地児童館	\	平成 26 年 11 月 19 日 (水)
	堀留町児童館		平成 26 年 11 月 19 日 (水)
	福祉センター	平成 26 年 5 月 19 日 (月)	平成 26 年 5 月 13 日 (火)
	高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	平成 26 年 5 月 29 日 (木)
介護保険課		平成 26 年 5 月 29 日 (木)	平成 26 年 5 月 15 日 (木)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	平成 26 年 6 月 4 日 (水)	平成 26 年 5 月 22 日 (木)
	健康推進課	平成 26 年 6 月 4 日 (水)	平成 26 年 5 月 22 日 (木)
	日本橋保健センター	平成 26 年 6 月 4 日 (水)	平成 26 年 5 月 27 日 (火)
	月島保健センター	平成 26 年 6 月 4 日 (水)	平成 26 年 5 月 27 日 (火)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
環 境 土 木 部	環境政策課	平成26年 6月 9日 (月)	平成26年 5月28日 (水)
	環境推進課	平成26年 6月 9日 (月)	平成26年 5月28日 (水)
	水とみどりの課	平成26年 6月 9日 (月)	平成26年 6月 2日 (月)
	工事(現場含む)	平成26年11月10日 (月)	平成26年11月10日 (月)
	道 路 課	平成26年 6月11日 (水)	平成26年 6月 2日 (月)
	工事(現場含む)	平成26年11月10日 (月)	平成26年11月10日 (月)
	資材置場		平成26年11月28日 (金)
	中央清掃事務所	平成26年 6月11日 (水)	平成26年 6月 3日 (火)
都 市 整 備 部	都市計画課	平成26年 6月12日 (木)	平成26年 6月 5日 (木)
	地域整備課	平成26年 6月12日 (木)	平成26年 6月 5日 (木)
	住 宅 課	平成26年 6月12日 (木)	平成26年 6月10日 (火)
	建 築 課	平成26年 6月18日 (水)	平成26年 6月10日 (火)
	営 繕 課	平成26年 6月18日 (水)	平成26年 6月 5日 (木)
	工事(現場含む)	平成26年11月10日 (月)	平成26年11月10日 (月)
会 計 室		平成26年 5月 8日 (木)	平成26年 4月23日 (水)
教 育 委 員 会 事 務 局	庶 務 課	平成26年 6月26日 (木)	平成26年 6月16日 (月)
	学 務 課	平成26年 6月26日 (木)	平成26年 6月13日 (金)
	指 導 室	平成26年 6月27日 (金)	平成26年 6月16日 (月)
	図書文化財課	平成26年 6月27日 (金)	平成26年 6月13日 (金)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
教 育 委 員 会	城東小学校		平成27年 1月19日(月)
	明石小学校	平成27年 2月 5日(木)	平成27年 2月 5日(木)
	明石幼稚園	平成27年 2月 5日(木)	平成27年 2月 5日(木)
	京橋築地小学校		平成27年 1月26日(月)
	京橋朝海幼稚園		平成27年 1月26日(月)
	日本橋小学校	平成27年 2月 5日(木)	平成27年 2月 5日(木)
	日本橋幼稚園	平成27年 2月 5日(木)	平成27年 2月 5日(木)
	阪本小学校		平成27年 1月19日(月)
	佃島小学校	平成27年 1月29日(木)	平成27年 1月29日(木)
	月島幼稚園	平成27年 1月29日(木)	平成27年 1月29日(木)
	月島第三小学校		平成27年 1月21日(水)
	晴海幼稚園		平成27年 1月21日(水)
	豊海小学校	平成27年 1月29日(木)	平成27年 1月29日(木)
	豊海幼稚園	平成27年 1月29日(木)	平成27年 1月29日(木)
	佃中学校		平成27年 1月20日(火)
晴海中学校	平成27年 1月28日(水)	平成27年 1月28日(水)	
選挙管理委員会事務局	平成26年 5月 8日(木)	平成26年 4月24日(木)	
監 査 事 務 局	平成26年 4月25日(金)	平成26年 4月23日(水)	
区 議 会 議 会 局	平成26年 7月23日(水)	平成26年 7月15日(火)	

(別表2)

平成26年度区施設等の視察実施日程

ケアサポートセンターつきしま ほか14施設	平成26年 4月11日(金)
京橋こども園 ほか11施設	平成26年 4月16日(水)
柏学園	平成26年 9月12日(金)
明正小学校 明正幼稚園 新川児童館	平成26年12月16日(火)
グリーンホームズ(借上住宅)	平成26年12月16日(火)

平成26年度

財政援助団体等監査結果報告書

26中監第64号

平成27年2月27日

様

中央区監査委員 梅田源一

同 小森健司

同 押田まり子

平成26年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した平成26年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査実施期間

平成26年10月1日から平成27年2月23日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表のとおりです。

第2 監査の対象団体及び範囲

補助金の交付を行っている団体（以下「財政援助団体」という。）及び指定管理者のうち、次の11団体を対象としました。

なお、財政援助団体については補助対象の事務を、指定管理者については施設の管理運営に係る事務を実地に監査を行いました。

1 財政援助団体

- (1) 中央区職員互助会
- (2) 中央区体育協会
- (3) 中央区商店街連合会
- (4) 中央区工業団体連合会
- (5) 中央区観光協会

2 指定管理者

- (1) 株式会社伊豆急コミュニティー（伊豆高原荘）
- (2) 三菱地所コミュニティー株式会社（区民館〔京橋地域〕）
- (3) 日本メックス株式会社（区民館〔日本橋地域〕）
- (4) アクティオグループ（産業会館）
- (5) 株式会社サクセスアカデミー（晴海こども園 晴海児童館）
- (6) 社会福祉法人賛育会（特別養護老人ホーム「マイホーム新川」、
高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」）

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認められた監査手続により実施しました。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、利用実績表、役員名簿、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

第4 対象団体の概要と監査の結果

1 中央区職員互助会

(1) 所管部課

総務部 職員課

(2) 団体の概要

ア 所在地 中央区築地一丁目1番1号

イ 設立 昭和28年7月

ウ 組織 理事10人(会長、副会長3人を含む。)、監事2人、
評議員20人

エ 設立目的 中央区職員の福利厚生を増進を目的としています。

(3) 主な事業

ア 給付事業(各種見舞金等)

イ 福利事業(職員食堂等)

ウ 貸付事業(生計資金貸付等)

エ 厚生事業(カフェテリアプラン利用助成金等)

オ 文化・体育事業(職員文化祭等)

(4) 区との関係

区は、中央区職員互助会に対し、事業の運営に要する費用として、平成25年度は26,276,414円の補助金を交付しています。(平成25年度既交付額26,508,180円のうち超過交付分231,766円は平成26年度に返還)

(5) 監査の結果

区からの補助金は、中央区職員互助会条例施行規則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

2 中央区体育協会

(1) 所管部課

区民部 スポーツ課

(2) 団体の概要

- | | |
|--------|---|
| ア 所在地 | 中央区築地一丁目1番1号 |
| イ 設立 | 昭和22年3月 |
| ウ 組織 | 名誉会長、顧問、相談役3人、会長、副会長2人、理事長(副会長兼務)、副理事長2人、常任理事7人、理事29人、会計監事2人、評議員30人 |
| エ 設立目的 | 区民の体位向上並びにスポーツ精神の涵養につとめ、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的としています。 |

(3) 主な事業

- ア 体育大会、講習会、その他体育レクリエーション活動に関する各種事業の実施及び援助をすること。
- イ 体育運動に関し、中央区並びに日本体育協会、東京都体育協会その他の機関に意見を述べ、あるいはその施策に協力すること。
- ウ 体育運動の宣伝、啓発、指導及び奨励に関すること。
- エ 体育指導者の養成並びに指導に関すること。
- オ 加盟団体の強化、発展に関すること。
- カ スポーツ少年団の育成に関すること。

(4) 区との関係

区は、中央区体育協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成25年度は40,583,592円の補助金を交付しています。

(5) 監査の結果

区からの補助金は、中央区体育協会規約に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

3 中央区商店街連合会

(1) 所管部課

区民部 商工観光課

(2) 団体の概要

- ア 所在地 中央区銀座一丁目25番3号
- イ 設立 昭和26年11月1日
- ウ 組織 常任理事40人(会長、副会長5人、会計2人を含む。)、
理事52人(監事2人を含む。)
- エ 設立目的 中央区内に組織された商店街の連合体であって、商店街の親密なる連絡と親睦を図り、商店街の健全なる発展により商業振興に寄与することを目的としています。

(3) 主な事業

- ア 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡
- イ 商店街共通の重要問題の解決
- ウ 商店街繁栄に必要な各種施設の調査研究
- エ 商店街に必要な共同事業及び金融・税務・経営に関する対策
- オ 顧客サービスのためのスタンプの発行

(4) 区との関係

区は、中央区商店街連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成25年度は9,105,540円の補助金を交付しています。

(5) 監査の結果

区からの補助金は、中央区商店街連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

4 中央区工業団体連合会

(1) 所管部課

区民部 商工観光課

(2) 団体の概要

ア 所在地 中央区銀座一丁目25番3号

イ 設立 昭和37年7月27日

ウ 組織 常任理事18人(会長、副会長8人、会計2人を含む。)、
理事13人(監事2人を含む。)

エ 設立目的 中央区内の各工業団体が連合し、団体相互の親密なる連絡と親睦を深め企業経営の健全なる発展を図ることにより、区内の工業振興に寄与することを目的としています。

(3) 主な事業

ア 会員相互間並びに関係団体官公庁との連絡及び協力

イ 企業の利益増強に関する各種方策の調査並びに研究

ウ 工業経営諸般の研究、講習、講演会及び見学会の開催

エ 企業に必要な共同事業及び金融、税務、経営に関する対策

オ 工業団体功労者及び勤続優良従業員の表彰事業

(4) 区との関係

区は、中央区工業団体連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成25年度は11,830,761円の補助金を交付しています。

(5) 監査の結果

区からの補助金は、中央区工業団体連合会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

5 中央区観光協会

(1) 所管部課

区民部 商工観光課

(2) 団体の概要

ア 所在地 中央区銀座一丁目25番3号

イ 設立 昭和34年4月1日

ウ 組織 会長、副会長6人、常任理事17人、監事2人

エ 設立目的 中央区内における史跡保存並びに観光事業の振興を図り、本区商工業文化厚生の発展向上に寄与することを目的としています。

(3) 主な事業

- ア 観光に関する調査研究と保護開発
- イ 観光地、施設の紹介宣伝と旅客誘致斡旋
- ウ 観光施設の改善整備と建設管理
- エ 観光土産品及び優秀商品の宣伝と改善並びに販売
- オ 区内の史跡名勝の保存
- カ 関係官庁並びに諸団体との連絡提携
- キ 文化諸機関、厚生施設の助長育成

(4) 区との関係

区は、中央区観光協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成25年度は48,560,856円の補助金を交付しています。

(5) 監査の結果

区からの補助金は、中央区観光協会会則に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

なお、内部規程に基づいた事務執行で、前回に引き続き事案の決定区分の誤りなど改善すべき点が見受けられました。今後、適正な事務処理に努めてください。

6 株式会社伊豆急コミュニティー

(1) 所管部課

区民部 地域振興課

(2) 施設の概要

ア 施設名	伊豆高原荘
所在地	静岡県伊東市八幡野1283番地36
延床面積	1,940.94㎡
主な施設	客室(16室)、食堂、男女浴室、家族風呂、カラオケ室

イ 設置目的

区民の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目的としています。

(3) 指定管理者の概要

ア 管理者名	株式会社伊豆急コミュニティー
イ 所在地	静岡県伊東市八幡野1151番地

(4) 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、株式会社伊豆急コミュニティーに対し、中央区立伊豆高原荘の管理に関する基本協定書（平成25年4月1日付け締結）等に基づき、平成25年度は53,037,267円の運営費負担金を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、基本協定書第21条に基づき株式会社伊豆急コミュニティーの収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

7 三菱地所コミュニティ株式会社

(1) 所管部課

区民部 地域振興課

(2) 施設の概要

ア 施設名 区民館 [京橋地域7館]

(ア) 京橋区民館

所在地 中央区京橋二丁目6番7号

延床面積 788.60m²

主な施設 和室(2室)、洋室(5室)

(イ) 京橋プラザ区民館

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

延床面積 986.28m²

主な施設 和室、洋室(4室)、多目的ホール

(ウ) 銀座区民館

所在地 中央区銀座四丁目13番17号

延床面積 542.4m²

主な施設 和室、洋室(3室)

(エ) 新富区民館

所在地 中央区新富一丁目13番24号

延床面積 682.331m²

主な施設 和室(2室)、洋室(4室)

(オ) 明石町区民館

所在地 中央区明石町14番2号

延床面積 952.458m²

主な施設 和室(2室)、洋室(4室)

(カ) 八丁堀区民館

所在地 中央区八丁堀四丁目13番12号
延床面積 443.97㎡
主な施設 和室、洋室(3室)

(キ) 新川区民館

所在地 中央区新川一丁目26番1号
延床面積 1,064.78㎡
主な施設 和室(4室)、洋室(4室)

イ 設置目的 公共の利便に資することを目的としています。

(3) 指定管理者の概要

ア 管理者名 三菱地所コミュニティ株式会社
イ 所在地 中央区八重洲二丁目3番13号

(4) 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、三菱地所コミュニティ株式会社に対し、中央区立区民館[京橋地域]の管理に関する基本協定書(平成24年4月1日付け締結)等に基づき、平成25年度は96,330,448円の運営費負担金を支出しています。

なお、区民館使用料は48,699,490円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められましたが、本社経費の記載方法の一部に不明確な点が見受けられました。今後、改善に努めてください。

8 日本メックス株式会社

(1) 所管部課

区民部 地域振興課

(2) 施設の概要

ア 施設名 区民館[日本橋地域5館]

(ア) 堀留町区民館

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号
延床面積 593.0㎡
主な施設 和室(2室)、洋室(3室)

(イ) 人形町区民館

所在地 中央区日本橋人形町二丁目14番5号

延床面積 527.46㎡

主な施設 和室(2室)、洋室(4室)

(ウ) 久松町区民館

所在地 中央区日本橋久松町1番2号

延床面積 469.63㎡

主な施設 和室、洋室(5室)

(エ) 浜町区民館

所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号

延床面積 993.79㎡

主な施設 和室(3室)、洋室(4室)

(オ) 新場橋区民館

所在地 中央区日本橋兜町11番9号

延床面積 391.01㎡

主な施設 和室(2室)、洋室(2室)

イ 設置目的 公共の利便に資することを目的としています。

(3) 指定管理者の概要

ア 管理者名 日本メックス株式会社

イ 所在地 中央区入船三丁目6番3号

(4) 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、日本メックス株式会社に対し、中央区立区民館[日本橋地域]の管理に関する基本協定書(平成24年4月1日付け締結)等に基づき、平成25年度は68,136,261円の運営費負担金を支出しています。

なお、区民館使用料は27,945,220円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められましたが、委託契約の一部に実態と乖離した予算計上が見受けられました。今後、改善に努めてください。

9 アクティオグループ

(1) 所管部課

区民部 商工観光課

(2) 施設の概要

- ア 施設名 産業会館
所在地 中央区東日本橋二丁目22番4号
延床面積 2,306.37㎡
主な施設 展示室(2室)、和室、洋室(4室)
- イ 設置目的 区内の商工業の振興発展を図るとともに、公共の利便に資するため設置しています。

(3) 指定管理者の概要

- ア 管理者名 アクティオグループ
(アクティオ株式会社・野村不動産パートナーズ株式会社)

イ 会社概要

(ア) アクティオ株式会社

所在地 目黒区下目黒一丁目1番11号

(イ) 野村不動産パートナーズ株式会社

所在地 新宿区西新宿一丁目26番2号

(4) 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、アクティオグループに対し、中央区立産業会館の管理に関する基本協定書(平成24年4月1日付け締結)等に基づき、平成25年度は33,465,480円の運営費負担金を支出しています。

なお、産業会館使用料は24,576,400円であり、中央区の収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

10 株式会社サクセスアカデミー

(1) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課、子ども家庭支援センター

(2) 施設の概要

- ア 施設名 晴海こども園 晴海児童館
所在地 中央区晴海二丁目4番31号
延床面積 (こども園) 1,654.46㎡
(児童館) 2,920.94㎡

主な施設 (こども園) 保育室(7室)、遊戯室、沐浴室
(児童館) 体育室、子育て交流サロン、多目的室、
学童クラブ(2室)

イ 設置目的

(こども園) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的としています。
(児童館) 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 指定管理者の概要

ア 管理者名 株式会社サクセスアカデミー
イ 所在地 神奈川県藤沢市鵜沼石上一丁目1番15号

(4) 指定期間

平成24年12月1日から平成34年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、株式会社サクセスアカデミーに対し、中央区立晴海こども園の管理に関する基本協定書(平成24年12月1日付け締結)等及び中央区立晴海児童館の管理に関する基本協定書(平成24年12月1日付け締結)等に基づき、平成25年度は晴海こども園に128,964,619円、晴海児童館に116,359,480円の運営費負担金を支出しています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

11 社会福祉法人賛育会

(1) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(2) 施設の概要

ア 施設名 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」
高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

(ア) 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

所在地 中央区新川二丁目27番3号
延床面積 5,596.51㎡
主な施設 居室(28室)、談話コーナー(6カ所)、食堂、医務室、
一般浴室・機械浴室、歯科相談室、理美容室
定員 介護老人福祉施設80人、短期入所生活介護8人

(イ) 高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

所在地	中央区新川二丁目27番3号
延床面積	1,107m ²
主な施設	デイルーム(2室)、一般浴室・機械浴室、食堂、機能訓練室
一日定員	一般型40人、認知症型12人

イ 設置目的

(ア) 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(イ) 高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 指定管理者の概要

ア 管理者名	社会福祉法人賛育会
イ 所在地	墨田区太平三丁目17番8号

(4) 指定期間

平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 区との関係

区は、社会福祉法人賛育会に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホーム新川等の管理に関する基本協定書(平成23年4月1日付け締結)等に基づき、平成25年度は82,149,909円の運営費負担金を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、基本協定書第14条に基づき社会福祉法人賛育会の収入となっています。

(6) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、前記の「主たる観点」を基本としつつ、対象とした団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかといった視点からも実施しました。

その結果、財政援助団体に対する区からの補助金については、それぞれの目的に沿っておおむね適切かつ効果的に執行されているものと認められました。今後とも、財政援助団体においては、自主財源の拡充に心掛け、その財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。区においても、補助金の内容について不断の検討・精査を行い、常に区民ニーズに的確に応えた適切な補助事業となるよう留意してください。

また、指定管理者に対する区からの運営費負担金についても、それぞれの目的に沿っておおむね適切かつ効果的に執行されているものと認められました。しかし、指定管理者から提出された各種報告書の点検・確認など、指定管理者を管理・監督する立場にある区（各所管課）が行わなければならない基本的な事務が不十分と思われるケースが散見されました。平成26年度で52の施設に指定管理者制度が導入されています。サービス・安全・経費などの多方面から指定管理業務の履行状況を絶えずチェックするとともに、適時適切な指導を行うことにより、適正かつ効果的な指定管理者制度の運用に努めてください。今後とも、民間のノウハウを最大限に発揮し、施設の認知度や魅力を高め、利用率の向上を図るとともに、区民満足度のより高いサービスの提供に向けて創意工夫に努めるよう要望します。

(別表)

平成26年度財政援助団体等監査実施日程

団体名等	監査委員監査	事務局監査
中央区職員互助会	平成26年11月5日(水)	平成26年11月5日(水)
中央区体育協会	平成26年11月5日(水)	平成26年11月5日(水)
中央区商店街連合会 中央区工業団体連合会 中央区観光協会	平成26年11月20日(木)	平成26年11月20日(木)
株式会社伊豆急コミュニティー (伊豆高原荘)	平成26年11月14日(金)	平成26年11月14日(金)
三菱地所コミュニティ株式会社 (区民館[京橋地域])		平成26年10月23日(木)
日本メックス株式会社 (区民館[日本橋地域])		平成26年10月30日(木)
アクティオグループ (産業会館)		平成26年10月30日(木)
株式会社サクセスアカデミー (晴海こども園 晴海児童館)	平成26年11月6日(木)	平成26年11月6日(木)
社会福祉法人賛育会 (特別養護老人ホーム 「マイホーム新川」 高齢者在宅サービスセンター 「マイホーム新川」)	平成26年11月6日(木)	平成26年11月6日(木)

刊行物登録番号
26 - 089

平成26年度
定例監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

平成27年2月発行

編集・発行 中央区監査事務局

中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3543)0211 (代表)